

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の対応について

日頃から保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、発令中の緊急事態宣言期間が令和3年(2021年)9月12日(日)まで再延長されましたが、本市においても、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増しており、市内保育所等でも園児や職員の感染による臨時休園が相次ぐなど大変深刻な状況となっております。

市内保育所等については、これまで感染防止策を徹底しつつ、平常どおり運営を行ってまいりましたが、現在市内で感染が著しく拡大している状況を踏まえ、ご家庭でお子様を見ることが可能な保護者に対し登園自粛を要請し、保育の提供を縮小して開所することといたします。

保護者の皆様には、下記の対応について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 保育所等の対応について

今回の緊急事態宣言は、昨年春のような社会経済活動を幅広く止めるものではないことから、宣言下においても、保育所等は感染防止策を徹底したうえで、原則開所いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な場合には、園児の登園を控えていただくようお願いいたします。

登園自粛要請の期間は、令和3年(2021年)8月23日(月)から同年9月12日(日)まで(※緊急事態宣言期間が再度延長された場合は解除となる日まで)とします。

なお、登園自粛にご協力いただける方は、事前に在園の保育所等にご連絡ください。上記期間中に登園自粛にご協力いただいた場合は、欠席日数に応じて日割り計算により保育料を減免いたします。

#### 2 感染拡大防止のためのお願い

保育所等での感染拡大防止には、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各ご家庭のご協力が不可欠です。保護者の皆様には次の(1)～(3)について、ご協力いただきますようお願いいたします。

##### (1) 登園時のお願い

- ① 毎朝登園する前に、必ずご家庭にて園児及び保護者の検温をお願いします。
- ② 送迎の際、保護者はマスクを着用し、アルコール消毒又は手洗いの徹底をお願いします。
- ③ 園児の受入れ・受渡し方法については、各保育所等のルールに従ってください。

## (2) 保育所等への連絡

次に該当する場合は、在園している保育所等へ速やかにご連絡をお願いいたします。

- ① 園児本人に発熱(目安 37.5℃以上)やせきなどの呼吸器症状が認められる場合
- ② 園児又は園児の同居家族が濃厚接触者として特定された場合
- ③ 園児又は園児の同居家族が PCR 検査を受けることとなった場合
- ④ 園児又は園児の同居家族の PCR 検査結果が判明した場合

※ ①に該当する場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、②③に該当する場合は、検査の結果陰性が確認されるまで(園児については保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで)登園を控えていただくようお願いいたします。

※ ③に関連して、保護者が PCR 検査を受けるためにお子様を保育所等に預けることは、絶対に行わないでください。

## (3) 保育所等の利用にあたって

保育所等は、その特性上「3つの密(密閉・密集・密接)」の条件を満たしてしまう可能性の高い施設です。また、現在流行している新型コロナウイルスデルタ株は、感染力が非常に強く、多くが家庭内感染ではありますが、園児の感染者も急増しています。各施設でできる限りの対策は講じますが、一定の感染リスクがあることを理解したうえで保育所等を利用していただくようお願いいたします。

また、お子様やご家族への感染リスクを回避する観点からも、例えば育児休業中の方については登園日数を減らしていただいたり、在宅勤務により通勤時間が短縮されている場合は預ける時間を短くして合同保育となる時間帯の利用を避けていただくなど、真に必要な保育時間についてご検討いただくようお願いいたします。(今回の登園自粛要請は、保護者の判断において、可能な範囲で家庭保育の協力をお願いするもので、必要な保育の提供を妨げるものではありません。)

## 3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

現時点では、新型コロナウイルス感染症が発生していない保育所等を含む市内全域での一斉臨時休園を行う予定はありませんが、市内保育所等において、在園児又は保育士等に感染者が発生し、園内で感染拡大のおそれがある場合は、当該施設を臨時休園とします。(臨時休園期間中は、代替の施設も含めて保育所等の利用は原則できませんので、ご了承願います。)

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該園児の保護者に対し、登園を避けるよう要請します。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 4 その他

今回の対応については、令和3年(2021年)8月21日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、対応を見直す場合があります。

各ご家庭におかれましても、乳幼児、保護者及び保育士等への感染防止のため、また、保育所等の運営継続のため、日々の体調管理に十分留意いただくとともに、一人一人が感染防止を意識した行動を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。